

ノ運ノ度レトノ勧議成ニシ即時暢子ノ如レ
一二二四〇二或ナ集大半後ノ時四十分休憩入ル

六 機事

午後一時二十分開議

(一) 勧請制開不ル件

一提案理由

平井 美人

馬鹿ノ半年ノ議会、房團組合監査ナシ世間ノハ
接種十九分譲法案ノ大四八年の後者が起年
ヒモノノ骨子トレ多歩ノ修正ナシヒモノノ開
ク如ニ依レ同體の勧業權ヲ認ムル想定ク無イ
トシテ下アリル考之左様ノ房團組合ノ骨接
ニスル綠大聖ニシ及特セサルナ得ナリ故ニ之
付然如本會ノ變態トレ事未確在、正因日ヲ要

ホセ不レトノハト異ノ情可當議之大多數ナ

以テ可也セラレム、一ツ也ム

(1) 自由ノ勧請制開不ル件

(2) 特傷組合立法的對抗ノ認ムル件

(3) 自由團出立裁

(4) 海警十七件、撤廢

(5) 一般法規ニ触レサル限ノ組合、決議及一印ノ
行動ニ于其セサビコト

一結果

京都聯合會桂信三君「勸業權」確立ノ加ノ
ニト接議シ賛成アリニ三質問為駁等アリ
タル接否、身ソ後ナシ審議、上法議文之作製
スルコト、シ可也(該議文「別紙六」參照接觸被駁回)